

平成 24 年 9 月 24 日

様

一般社団法人
北海道ビルメンテナンス協会
会 長 山 田 春 雄

平成 25 年度入札に向けての要望について

時下 貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営や事業活動へのご指導、ご支援を賜り、また、昨年度の要望につきましても真摯なご対応をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、ビルメンテナンス業が行う建築物の保全管理業務は、衛生的で安全な環境を確保することにより、公共の安全や災害防止などに寄与することを目的としております。私どもは、こうした業界の使命を十分に認識して、適正なサービス提供に努めております。

今年度も、各官公庁の清掃・設備業務の入札におきまして、最低賃金が上昇しているにもかかわらず、昨年度を下回る額での落札事例が数例見られ、配置の従業員に対する最低賃金の支払も厳しい、行過ぎた低価格入札が行われている実態にあります。

委託業務の契約では労働関係法令の遵守が求められているにもかかわらず、公的負担の義務的経費の不算入などによる、極端な低価格入札を繰り返す不良・不適格業者の参入も、依然として多い状況にあります。

このことは、国の行う役務提供業務にあつては、最低制限価格の設定ができないことが主因と考えますが、低入札価格調査制度においても落札企業の説明のみで判定されている実態も、その要因と思われます。

最低賃金改正の度に、経営者の多くは、年金や社会保険などの上昇分の確保にも苦慮しており、そのため安定的な雇用の維持すらも難しくなっている実態から、経営の存続と雇用の維持の両立のためには、国の行う入札にあつても最低制限価格の設定が、必要な状況に立ち至っていると考えます。

加えて、地元営業拠点も確立されていないような、道外企業の不良・不適格業者の参入も、不当で過剰な低価格競争を助長しており、北海道において雇用の安定しない要因ともなっております。

当協会が本年 5 月に実施した入札事例の調査結果と、寄せられた意見に基づく要望を下記の通り取りまとめましたので、業界の現況と併せてご賢察の上、ご高配を賜りたくお願い申し上げます。

なお、平成 25 年度予算要求開始までのご回答をお願い申し上げます。

記

I 入札調査結果に関する事項

- ① 仕様の変更が無いのにもかかわらず、落札価格が昨年以下で、「建築保全業務積算基準」と労務単価による積算額以下や最低賃金以下となっていると思われる事例もある。(労働基準監督署も)
- ② 低入札価格調査対象の結果が参加業者に説明されないまま、落札企業が決まっている。
また、仕様による拘束時間から明らかに最低賃金の支払が難しいと思われるような場合や警備業務における最低賃金の特例など、法手続き上、理由としては不適格な場合でも落札者となっている。
- ③ 落札したものの履行能力の欠如による業務放棄、あるいは要員の確保ができないため履行直前に辞退し、再入札となった事例があった。
- ④ 国の監修した「建築保全業務積算基準」の清掃対象面積は、原則として壁芯寸法による算出となっているが、什器・備品等の面積を減じていると思われる事例がある。(開発局)
- ⑤ 仕様内容が不明確な事例が多く見られる。(清掃面積や頻度など)
- ⑥ 受注施設の近傍に営業所等の管理拠点が無く、必要人員の確保や発注者との打合せなどに支障をきたした事例がある。
- ⑦ 低入札価格調査枠の拡大または最低制限価格を設定してほしい。

II 要望事項

1. 予定価格決定方法について

すべてのビルメンテナンス業務について、仕様条件に併せ「建築保全業務積算基準」と「積算資料」に基づく歩掛と技術者の配置および労務単価により、予定価格が決定されますよう周知徹底をお願いします。

(また、上記方法による積算が行われているか確認をお願いします。)

2. 落札者の決定について

低入札価格調査の対象となった場合、参加企業に対して、決定根拠を説明していただきますようお願いいたします。

また、調査の結果、最低賃金の支払などの法令遵守が困難と思われる場合や警備業務における最低賃金の特例など法手続き上、虚偽の疑いのある理由など、決定根拠として不適当な場合は、落札しないようお願いいたします。

3. 最低制限価格の設定または低価格調査における失格基準の設定

最低制限価格の設定または低価格調査の対象を 1,000 万円未満にまで拡大し、低価格調査制度の仕様に基づく配置人数・使用資器材・作業手順および所要時間などを含む業務実施計画書と、これに基づく業務費内訳書の提出を義務づけ、最低賃金をはじめとする諸法令の遵守が不可能な応札額の場合など、失格基準の設定をお願いします。

4. 履行要件確認の徹底と厳正な審査の実施

公平・公正な積算条件および適正な業務実施のため、法令遵守と技術的適性の確認などの履行要件の強化と厳正な実施をお願いします。

社会保険未加入対策推進協議会の決定に基づき、社会保険等の加入促進のため建設業法施行規則等の改正がなされることから、当該役務業務においても社会保険と労働保険の加入を参加要件としていただきたくお願いします。

(1) 参加企業の関係確認（参加要件）

- ① すべての税及び厚生年金・労災保険・雇用保険・健康保険・介護保険・児童拠出金など、企業として納めるべき公的負担がなされていること
 - ・ 各納付証明書等による確認
- ② 資本または人的関係のある資格者同士の同一入札参加制限

(2) 各種法令遵守の確認（履行要件）

- ① 当該業務配置従業員に最低賃金以上の賃金が確実に支払われていること
 - ・ 賃金支払い明細書および賃金台帳等による確認
- ② 当該業務配置従業員の健康診断が実施されていること
 - ・ 健康診断実施結果報告書控または個人票控による確認
- ③ 清掃業の知事登録業者であること
 - ・ 登録証明証および登録資格者の在職確認

(3) 施工能力の確認（履行要件）

- ① 損害保険に加入していること
 - ・ 保険証、契約書の確認
- ② 履行可能な従業員が確保されていること
 - ・ 必要資格保有者の在職確認

(4) 名ばかり管理拠点の排除（参加要件）

- ① 緊急事態などに即応するため、当該施設の近傍に常用雇用の責任者が常駐する管理拠点があること

5. 履行保障のため業務計画書等提出の義務化

労働関係法令及び業務関係法令が遵守されますよう、資器材の不備や作業工程の手抜き、作業員の過少な配置による無理な作業の強制と事故防止のため、落札業者には、仕様に基づく配置人数・使用資器材・作業手順と所要時間などを含む、業務実施計画書の提出と確実な履行を義務づけていただきますようお願いいたします。

6. 検査・評価の実施

履行要件の確認とともに、手抜きによる提供サービスの品質低下を防止し、また、適正な事業者選定の資料とされますよう、委託業務についても「検査」「評価」の実施をお願いします。（別添評価案：清掃、設備）
また、不良および不誠実な履行状況が確認された場合には、当該業者への指名停止等を含むペナルティを科すこともご検討願います。